

策定	平成18年	5月
変更	平成19年	5月
変更	平成20年	3月
変更	平成22年	5月
変更	平成26年	9月

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

平成26年 9月

富山県南砺市

目 次

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	
1 農業・農村をめぐる現状	・・・ 1
2 南砺市農業・農村振興の基本方針	・・・ 1
3 農業経営基盤強化を促進するための取り組みの方向	・・・ 3
4 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営	・・・ 4
5 担い手を補完する体制づくり	・・・ 5
6 新たな農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	・・・ 6
第 2 効率的かつ安定的な農業経営の指標	
1 農業経営の発展指標	・・・ 7
2 経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標	・・・ 13
第 3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	・・・ 14
第 4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	・・・ 15
第 5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	
1 利用権設定等促進事業に関する事項	・・・ 16
2 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事項	・・・ 23
3 農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	・・・ 23
4 委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	・・・ 26
5 認定農業者等の経営体の育成に関する事項	・・・ 27
6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項	・・・ 27
7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関して必要な事項	・・・ 28
第 6 農地利用集積円滑化事業に関する事項	
1 農地利用円滑化事業を行う者に関する事項	・・・ 29
2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位とし適当であると認められる区域の基準	・・・ 30
3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項	・・・ 30
第 7 その他	・・・ 34
別紙 1 (第 5 の 1 (1) ⑥関係)	・・・ 35
別紙 2 (第 5 の 1 (2) 関係)	・・・ 36

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業・農村をめぐる現状

南砺市は、平成16年11月に8町村が合併して誕生したもので、富山県の南西端に位置し、北部は砺波市と小矢部市、東部は富山市、西部は医王山を介して石川県、南部は1,000～1,700m級の山岳を経て岐阜県に隣接している。東西約26km、南北約39kmで、668,86km²の面積を有し、そのうち約8割が白山国立公園等を含む森林であるほか、岐阜県境に連なる山々に源を発して庄川や小矢部川の急流河川が北流するなど、豊かな自然に恵まれている。

また、本市北部の平野では、水田地帯の中に美しい散居村の風景が広がり、独特の集落景観を形成している。

農業経営基盤は、市の全域で圃場整備を積極的に進めるなど、水稻を中心とした営農形態のもとで近代化が図られてきた。しかし、他産業への就業機会に恵まれていることから、農家の兼業化が急速に進み、また、農業の担い手についても高齢化が進行している。

一方、中山間地域である五箇山地域などにおいては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は認定農業者に集積されない農地について、一部遊休農地となっており、近年増加傾向にあることから、これを放置すれば認定農業者の規模拡大が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

このような中で、豊かな水と整備された農地等を基盤に、良質米生産地としての地位を築き上げる一方、大麦、大豆等を組み合わせた土地利用型農業の体質強化、さらには、中山間地等も含めた地域の特性を生かした野菜、球根、果実、花卉等の特産物、また、生産性の高い畜産の振興を図ってきたところである。

とりわけ、水田農業の振興にあたっては、農地の利用集積を通して担い手農業者等の経営規模の拡大、また、ブロックローテーション等地域ぐるみの転作を進めることにより、生産性の向上や集落機能の活性化など一定の成果を上げてきている。

2 南砺市農業・農村振興の基本方針

経営所得安定対策が導入されるなど、農業をめぐる情勢が大きく変化するなかで、「南砺市総合計画の農業・農村の振興」を基本に、認定農業者や特定農業団体など効率的かつ安定的な経営を行う担い手の育成を強力に進め、これらの担い手が地域農業の相当部分を担うような農業構造を確立することを基本方向の一つに掲げつつ、新鮮で安全な食の提供、消費者の心をつかむ商品の育成、次代につなぐ生産体制の構築、魅力ある美しい農村空間の創造など元気の農業と魅力ある農村を目指す。今後、高い技術水準や整備の行き届いた農地などを最大限に活かしながら、さらに南砺市農業の経営基盤の強化を図っていくため、

次に掲げる農業・農村に関する施策を展開する。

(1) 望ましい食料消費の推進と食文化の伝承・創造

健全な食料消費に関する知識や食生活指針の普及啓発を図り、望ましい食生活を推進する。

また、全国に誇る南砺市の食材や食文化を伝承するとともに、地域の食材を生かした新たな食の創造に向けた取り組みを推進する。

(2) 消費者ニーズに対応した生産・流通

安心できる農産物を高い鮮度で販売する地産地消の展開など、安心・新鮮な農産物の生産と供給に取り組むとともに、今後とも美味しい南砺米や品質の高い大豆などの農産物を供給する役割を果たす。

また、豊富な水、高い水田率などの生産環境の特性を活かし、米の生産を基本に地域や産地の実情に応じて大豆、園芸作物や畜産物を適切に組み合わせるとともに、水田の高度利用を図るなど、生産性の高い水田農業を振興し、市内農産物の生産力の向上を図る。

(3) 新技術の普及と高度情報化の推進

低コスト生産技術等の普及を進めるとともに、農業者、消費者、試験研究機関、行政機関等の情報ネットワーク化を進め、農業者、消費者等への情報提供に努める。

(4) 地域営農体制の確立

農業者自らの努力と、農協をはじめ農業団体の主体的な取り組みを通じて、地域における農地、水、人材、機械・施設等の効率的な利用を図り、力強く生産性の高い地域営農体制の確立に努める。

(5) 担い手の育成確保

地域において個別経営、法人経営、集落営農組織など効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手を明確にし、これら担い手が継続して地域農業の相当部分を担えるよう、経営体質の強化やその経営を支える人材の確保に努める。

(6) 優良農地の確保・利用と生産基盤の整備

農業振興地域整備基本方針に農用地の確保・保全に関する事項等を新たに盛り込むなど優良農地の確保に努めるとともに、効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手への農地の集積を図る。

また、水田の汎用化を推進することにより、耕地利用率を向上させるとともに、農村の近代化等に対応した排水機能や消雪・防火用水等の地域用水機能など、農業用排水施設

の機能増進を図る。

(7) 自然環境と共生する農業・農村の展開

自然と共生しつつ展開してきた農業とその農業を支えてきた農村は、自然環境と不可分な産業・地域として、水と緑豊かな大地を次世代に伝える大きな役割を持っている。

このため、資源循環型の農山村社会の形成、環境にやさしい農業、自然生態系に配慮した基盤整備など、自然環境と共生した農業生産や農村づくりを展開する。

(8) 活力ある住みよい農村づくり

・地域資源を活かした農村づくり

稲作文化などの農山村文化、農村景観、歴史的建造物などの地域の魅力を住民自らが再発見し、それらを活かした住民主体による農村づくりを推進する。

また、水源のかん養、自然環境の保全、農村景観の形成など農業や農山村が持つ多面的機能が適切に保全され、「水と緑の王国」が維持されるよう施策を展開する。

・中山間地域の活性化

農林産物の供給のみならず豊かな水と緑を蓄え、うるおいとやすらぎを提供している中山間地域において、総合的・計画的・広域的に施策を展開し、活力ある農林業の生産活動の推進と、定住のための就業機会の確保等による活性化を図る。

3 農業経営基盤強化を促進するための取り組みの方向

水田農業を中心とする農業を今後とも市の基幹的産業として振興していくためには、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営の目指すべき目標を明らかにし、その実現に向けての施策を集中的かつ積極的に実施していくことにより南砺市農業の持続的発展を図ることが重要である。

このため、新たな「食料・農業・農村基本計画」に沿った個別経営、法人経営、集落営農組織等の経営を行う担い手として位置付け、これらの担い手が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、平成35年において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手の目標を明らかにし、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする経営体等に対する農用地の利用の集積、経営管理の合理化その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、南砺市農業の健全な発展を図るものとする。

また、当面、効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手の確保・育成が困難とみられる地域においても、集落・地域の話し合いをもとに、農協などの関係団体等による地域農業の維持・発展のための営農体制づくりなどを進めるものとする。

4 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営

南砺市において、目標とすべき農業経営は、

- ・平成35年までの間で実用化が見込まれる技術の定着や技術水準の向上
- ・担い手への農地集積と効率的な農地利用や資本装備
- ・常時従事者の年間総労働時間が他産業従事者と均衡する2,000時間程度の水準の達成

を図りつつ、地域のお産業従事者と遜色のない年間農業所得として次に掲げる所得水準を確保することができるような、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。

目標とすべき農業経営の姿

主たる従事者一人あたりの年間所得水準：おおむね500万円

この目標を達成するため南砺市は、将来の南砺市農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者または農業に係る団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業、その他の措置を総合的に実施する。

まず、南砺市は農林振興センター、農業協同組合、農業委員会等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うための体制として、南砺市担い手育成総合支援協議会を設置することにより、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の指導体制が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、地域における話し合いを基本に、土地利用型農業については、地域の実情に応じて農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業及び農地利用集積円滑化事業などの活用により、利用権の設定及び農作業受委託の積極的な促進を図り、認定農業者等への農地集積、集約化については「人・農地プラン」により集団化・連坦化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進し、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定により農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確

化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにする。特に、認定農業者等担い手が不足する地域においては、特定農業法人及び特定農業団体制度についての普及・啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進することとし、農用地利用改善団体の設立とともに特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

更に、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また併せて集約的な経営展開を助長するため、農林振興センターの指導の下に、既存園芸作物の作型、品種の改善による高収益化や新規作物の導入を推進するとともに、主穀作経営に園芸作物等を取り入れた経営の複合化による農業所得向上と経営の体質強化を図る。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めると同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制の整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域である五箇山地区等においては、農地の一体的管理を行う主体として当面地域を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人や特定農業団体の設立を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるように南砺市が主体となって関係機関、関係団体に協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

5 担い手を補完する体制づくり

南砺市は、農林振興センター、農業委員会、農業協同組合等で構成する南砺市担い手育成総合支援協議会を設置し、認定農業者又は認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を行う。

特に、大規模な農業経営を展開する農業生産法人等においては、適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、(株)日本政策金融公庫富山支店の参画を仰ぎつつ、農業協同組合の融資担当者等による資金計画に係る研修、濃密な指導を実施する。

また、稲作単一からの脱却を図ろうとする農業者においては、新規の集約的作目導入を図るため、市場関係者や全農富山県本部園芸作目担当者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する指導を行い、水稻と組み合わせた複合経営の発展に結びつけるよう努める。

さらに、近年の担い手農家や生産組織の広域的活動、市町村を越えた広域的な農業生産及び団体組織活動に対応し、支援できるよう近隣市町村及び諸団体との連携を強化する。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

6 新たな農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の状況

南砺市の平成25年の新規就農者は4人であり、過去5年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、従来からの基幹作物である水稻の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、南砺市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や富山県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた45歳未満の新規就農者の確保目標70人を踏まえ、南砺市においては年間5人の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する目標数値

南砺市及びその周辺市の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人当たり2,000時間程度)の水準を達成しつつ農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(4に示す効率的かつ安定的

な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度)を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた南砺市の取り組み

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農林振興センター、農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力を上げて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、南砺市における主要な営農類型について示すと次のとおりである。

1 農業経営の発展指標

[認定農業者：家族経営]

営農類型	経営規模	生産方式
主穀作 水稲+大麦+大豆 <労働力> 常時 1.5 人 臨雇 147 人日	<作付面積等> 水稲 14.6ha (うち直播 5.0ha) 大麦・大豆 8.4ha <経営面積> 23.0ha	<資本装備> 農作業舎(150 m ²) 1 棟 育苗ハウス(50 坪) 4 棟 トラクタ(40ps) 1 台 コンバイン(5 条) 1 台 多目的田植機(6 条施肥機付き) 1 台 乾燥機 2 台 育苗関連機材 1 式 大豆コンバイン(2 条) 1 台 他 <その他> ・集落内における土地利用調整を基本とした借地により経営規模を拡大する。

営農類型	経営規模	生産方式
複合経営 水稲+大豆+干し柿 <労働力> 常時 1.5 人 臨雇 303 人日	<作付面積等> 水稲 12.1ha 大豆 5.9ha 干し柿 1.0ha <経営面積> 19.0ha	<資本装備> 農作業舎(150 m ²) 1 棟 格納庫(60 m ²) 1 棟 育苗ハウス(50 坪) 2 棟 トラクタ(40ps) 1 台 コンバイン(5 条) 1 台 田植機(6 条) 1 台 乾燥機 2 台 乗用管理機 1 台 選別・計量器 1 台 大豆播種機 1 台 大豆コンバイン(2 条) 1 台 電気乾燥機 3 室 干し柿台車 50 台 自動皮むき機 2 台 遠赤外乾燥機 1 台 高所作業車 2 台 スピードスプレーヤ 0.3 台 他 <その他> ・干し柿を導入した複合経営を実施する。 ・収穫調整作業は一部雇用労力を活用する。
複合経営 水稲+大麦+大豆 +軟弱野菜 <労働力> 常時 1.5 人 臨雇 447 人日	<作付面積等> 水稲 13.3ha 大麦・大豆 7.5ha ホウレンソウ・コマツナ 延べ 0.2ha <経営面積> 21.0ha	<資本装備> 農作業舎(150 m ²) 1 棟 育苗ハウス(60 坪) 20 棟 トラクタ(40ps) 1 台 コンバイン(5 条) 1 台 田植機(6 条) 1 台 乾燥機 2 台 乗用管理機 1 台 選別・計量器 1 台 保冷库 1 台 コンビシーダー 1 台 他

		<p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じたハウスの高度利用を図る。 ・大麦跡に大豆を作付し、土地の高度利用を図る。
<p>複合経営 水稲+大麦+大豆 +さといも</p> <p><労働力> 常時 2 人 臨雇 326 人日</p>	<p><作付面積等></p> <p>水稲 19.1ha 大麦・大豆 9.1ha さといも 1.8ha</p> <p><経営面積> 30.0ha</p>	<p><資本装備></p> <p>農作業舎(150 m²) 1 棟 育苗ハウス(50 坪) 3 棟 トラクタ(60ps) 1 台 コンバイン(5 条) 1 台 多目的田植機(6 条施肥機付き) 1 台 乾燥機 2 台 乗用管理機 1 台 育苗関連機械 1 式 大豆コンバイン(2 条) 1 台 芋分離器 1 台 他</p> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・さといもを導入した複合経営を実施する。 ・大麦跡は 100%大豆を作付けする。
<p>複合経営 水稲+大麦+大豆 +たまねぎ</p> <p><労働力> 常時 2 人 臨雇 373 人日</p>	<p><作付面積等></p> <p>水稲 19.1ha (うち直播 5.8ha) 大麦・大豆 8.9ha たまねぎ 2.0ha</p> <p><経営面積> 30.0ha</p>	<p><資本装備></p> <p>農作業舎(150 m²) 1 棟 育苗ハウス(50 坪) 3 棟 トラクタ(60ps) 1 台 コンバイン(5 条) 1 台 多目的田植機(6 条施肥機付き) 1 台 乗用管理機 1 台 乾燥機(50 石 汎用) 2 台 大豆コンバイン(2 条) 1 台</p> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型機械装備による作業の効率化を図る。 ・大麦跡は 100%大豆を作付けする。

営農類型	経営規模	生産方式
畜産 酪農 <労働力> 常時 1.5 人 臨雇 100 人日	<作付面積等> 経産牛 50 頭 飼料作物 延べ 18.0ha	<資本装備> 畜舎(600 m ²) 1 棟 堆肥舎(400 m ²) 1 棟 飼料タンク(3t) 2 基 コンプリートフィーダ 1 式 パイプラインミルク 1 式 バルククーラ(2000 羽) 1 台 自動給餌車 1 台 飼料作物用装備 1 式 トラクタ(85ps,50ps) 各 1 台 (1/3) マニュアルスプレッダ、モアコンディショナ、 カッティングロールベイラ 等 他 <その他> ・牛群検定により牛群能力の向上を図る。 ・高能力牛の導入により遺伝的改良を図る。 ・子牛は後継牛として利用するほかヌレ子で販売する。 ・ロールベール体系によるイタリアン・トウモロコシ 二毛作体系を確立する。 ・コンプリートフィード、自動給餌機による作業の省 力化を図る。

[認定農業者：法人経営]

営農類型	経営規模	生産方式
水稻+大麦+大豆 +さといも <労働力> 常時 1 人 構成員 17 人日 30 戸で構成した 集落営農の法人 を想定	<作付面積等> 水稻 19.1ha 大麦・大豆 9.1ha さといも 1.8ha <経営面積> 30.0ha	<資本装備> 農作業舎(150 m ²) 1 棟 育苗ハウス(50 坪) 3 棟 トラクタ(40ps) 1 台 コンバイン(5 条) 1 台 大豆コンバイン 1 台 多目的田植機(6 条施肥機付き) 1 台 育苗関連機械 1 式 乗用管理機 1 台 乾燥機 2 台

		大麦播種機 1台 大豆播種機 1台 他 <その他> ・ 大麦跡は 100%大豆を作付けする。 ・ 乾燥調製は共乾施設を利用する。
水稻+大麦+大豆 +チューリップ <労働力> 常時 1人 構成員 17人日 30戸で構成した 集落営農の法人 を想定	<作付面積等> 水稻 19.1ha 大麦・大豆 8.3ha 球根 2.5ha 切花 0.1ha <経営面積> 30.0ha	<資本装備> 農作業舎(300 m ²) 1棟 育苗ハウス(50坪) 4棟 トラクタ(60ps) 1台 コンバイン(6条) 1台 多目的田植機(8条施肥機付き) 1台 乗用管理機 1台 育苗関連機械 1式 大麦播種機 1台 大豆播種機 1台 大豆コンバイン(2条) 1台 球根整畦植込機 1台 成形ロータリー 1台 摘花機 1台 防除機 1台 除湿機 1台 暖房機 3台 保冷库、選花機 各1台 他 <その他> ・ 整畦植込み機、摘花機等の大型機械を利用し、大規模省力球根生産を行う。 ・ 30%は球根プラントを利用し、省力化を図る。 ・ 副産物の球根の一部を冷蔵処理して、冬期間の切り花生産(促成:50%、半促成:50%)を行う。 ・ 球根跡に地力増進作物を作付し、土づくりを行う。

水稻+大麦+大豆 <労働力> 常時 4人 従業員 3人 臨雇 49人日 3戸で構成した 株式会社を想定	<作付面積等> 水稻 50.9ha 大麦・大麦 29.1ha	<資本装備> 農作業舎(330 m ²) 2棟 育苗ハウス(60坪) 8棟 トラクタ(40ps、60ps) 1台、2台 普通型コンバイン(2.6m) 1台 自脱型コンバイン(6条) 1台 田植機(8条・8条多目的) 2台、1台 育苗関連機械 1式 乗用管理機 3台 乾燥機(大豆兼用) 4台 大麦播種機 3台 大豆播種機 3台 他
	<経営面積> 80.0ha	<その他> ・集落内外からの借地により規模拡大を図る。 ・大型機械装備による作業の効率化を図る。 ・麦跡の大豆100%作付による土地の高度利用を図る。

[集落営農組織]

営農類型	経営規模	生産方式
水稻+大麦+大豆 <労働力> 常時 1人 構成員 17人日 30戸で構成した 任意組合を想定	<作付面積等> 水稻 19.1ha 大麦・大豆 10.9ha	<資本装備> 農作業舎(300 m ²) 1棟 育苗ハウス(50坪) 5棟 トラクタ(30ps) 1台 コンバイン(4条) 2台 田植機(6条) 2台 育苗関連機械 1式 大豆コンバイン(刈幅 1.5m) 1台 他
	<経営面積> 30.0ha	<その他> ・麦跡は100%大豆を作付けする。 ・乾燥調製は共乾施設を利用する。

2 経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標

営農類型		経営管理の方法	農業従事の態様
認定農業者	家族経営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業経営改善計画に基づき経営計画の確実な実施 ・ 複式簿記記帳による経営管理の実証 ・ 経営管理研修への積極的な参加 ・ 青色申告の実施 ・ 集落内の土地利用調整を基本とした借地による経営規模の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・ 臨時雇用者の確保による農繁期の過重労働の防止 ・ 必要な作業免許取得による安全性の向上及び、施設設備の充実等による作業の快適化
	法人経営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営理念や目標に基づく農業経営改善計画の作成と、複式簿記による財務管理の実施 ・ 高度な経営者能力による経営外部からの資源調達と確実な経営計画の実施 ・ 労務管理の充実と雇用労働の確保 ・ 地域からの信頼に基づく農地の連担化・集団化と経営規模の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給料制、休日制の導入 ・ 社会保険への加入による従事者の福利厚生の実施 ・ 臨時雇用者の確保による農繁期の過重労働の防止 ・ 高性能機械や省力技術の導入による効率的な農作業の実施 ・ 必要な作業免許取得による安全性の向上及び、施設設備の充実等による作業の快適化
集落営農組織		<ul style="list-style-type: none"> ・ 複式簿記記帳による財務管理 ・ リーダーを中心に法人化に向けた組織運営管理 ・ 経営管理研修への積極的な参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専従者を中心とした作業従事体系の確立 ・ 高性能機械や省力技術の導入による効率的な農作業の実施 ・ 必要な作業免許取得による安全性の向上及び、施設設備の充実等による作業の快適化

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1の6の(2)に示した数値目標を経営開始から5年後に達成するため、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の主要な基本的指標を例示すると次のとおりである。

営農類型	経営規模	生産方式
主穀作 水稲+大麦+大豆 <労働力> 常時1人 臨雇90人日	<作付面積等> 水稲 9.5ha 大麦・大豆 5.5ha <経営面積> 15.0ha	<資本装備> 農作業舎(150 m ²) 1棟 育苗ハウス(60坪) 2棟 トラクタ(30ps) 1台 コンバイン(4条) 1台 田植機(6条側条) 1台 乾燥機(大豆兼用) 1台 育苗関連機材 1式 大豆コンバイン(2条) 1台 他 <その他> ・親元で就農し自家で所有する機械・施設を活用する。
園芸(施設野菜) 軟弱野菜 <労働力> 常時1人 臨雇91人日	<作付面積等> こまつな 0.165ha (年間7作) <経営面積> 0.165ha	<資本装備> ハウス(50坪) 10棟 作業用ハウス(30坪) 1棟 トラクタ(20ps) 1台 動力噴霧機 1台 コンビシーダー 1台 保冷庫 1台 他 <その他> ・年間を通じたハウスの高度利用を図る。 ・収穫作業は雇用労力を活用する。 ・就農する際に国・県等の補助事業を活用して機械・施設を導入する。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

項目	内容	数値目標
農用地の利用集積	個別経営、法人経営の効率的かつ安定的な農業経営を行う経営体等の担い手が農用地の利用に占めるシェアの目標	90%程度
認定農業者の確保育成	優れた技術力や経営者マインドを有し、経営体質の強い経営を目指し自主的な取り組みを進める個別経営及び法人経営を認定農業者として育成する数の目標	175経営体
集落営農組織の育成	一定要件を満たす集落営農組織として育成する数の目標	120団体

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

南砺市は、富山県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の「1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、南砺市農業の地域特性、即ち、水稲を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分に踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

南砺市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 認定農業者等の経営体を育成する事業
- ⑥ 新たに農業経営を営もうとする者を育成する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえて各地域で重点的に実施するものとする。

また、効率的かつ安定的な農業経営を目指し、自ら農業経営の改善を計画的に進めよう

とする認定農業者を育成するため、認定制度の普及を促進するとともに、認定農業者の経営改善の取り組みに対し、重点的な支援を行うこととする。

なお、認定後の経営改善に向けた取り組みを促進する観点から、市町村における認定農業者に対する指導、助言等適切なフォローアップと、農業経営改善計画の期間を終了する農業者に対する新たな計画の作成を支援・指導を促進する。

女性農業者や農業後継者が家族経営において実質的に共同経営者としての役割を担っている経営については、農業経営改善計画の共同申請により、共同経営者としての地位・責任の明確化や経営者としての自覚、経営に対する意識の向上を図り、それらを通じた経営改善への取り組みを促進する。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人（法第18条2項第6号に定める賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者を除く）又は農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。
 - ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあつては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。
 - （ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む）のすべてを効率的に利用して耕作又は、養畜の事業を行うと認められること。
 - （イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - （ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
 - （エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農業生産法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。
 - （オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あつせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
 - イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認め

られること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農業生産法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第3項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会、同法第11条の31第1項第1号に規定する農業経営を行う農業協同組合又は農業協同組合連合、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が、利用権の設定等を受け、若しくは農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

なお、このことを担保にするため、農業の持続発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等、その役割分担について農用地利用集積計画に記載するとともに、確約書を南砺市に提出すること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

なお、「業務を執行する役員」とは、会社法（平成17年法律第86号）上の取締役のほか、理事、執行役、支店長等役職者であって、実質的に業務執行についての権限を有し、地域との調整役として責任を持って対応できるものをいい、その確認のため、法人の登記事項証明、法人の代表者が発行する証明書等を南砺市に提出すること。

⑤ 農業生産法人の組合員又は社員が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業

生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項第2号の事業を併せ行う農業生産法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等の利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

（3）開発を伴う場合の措置

- ① 南砺市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経管第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 南砺市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

（4）農用地利用集積計画の策定期間

- ① 南砺市は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める。
- ② 南砺市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 南砺市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 南砺市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申し出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、南砺市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 南砺市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 南砺市の全部または一部をその事業の実施地域とする農地利用集積円滑化団体がその事業の実施地域内の農用地の利用の集積を図る目的のため、利用権設定等促進事業の活用が必要であると認められるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②、③及び④に定める申し出を行う場合において、(4)の①の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 南砺市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 南砺市は、(5)の②及び③及び④の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合、又は土地改良区又は農地利用集積円滑化団体からの申し出があった場合には、その申し出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申し出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、南砺市は農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 南砺市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等(その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農業生産法人、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合、農業協同組合連合会等を除く。)である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受けける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受けける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払の方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係(①に規定する者が法第4条第4項に規定する特定法人である場合には、実施主体等との協定に違反した場合には、実施主体は賃貸借又は使用貸借を解除する旨の条件を含む)
- ⑤ ①に規定する者が移転を受けける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、その者が

賃借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃借権又は使用貸借の解除をする旨の条件

- ⑦ ①の規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、毎年、次に掲げる事項が記載された報告書に参考資料（法人である場合には定款の写しを含む）を添付して南砺市長に提出する旨

ア ①に規定する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ ①に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産量及び反収

エ ①に規定する者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼす影響

オ 地域の農業における他の農業者との役割分担

カ ①に規定する者が法人である場合には、その業務を執行する役員のうち、耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びに耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考になるべき事項

- ⑧ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

ア 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

イ 原状回復の費用の負担者

ウ 原状回復されないときの損害賠償の取決め及び担保措置

エ 賃借期間中の途中の契約終了時における違約金支払いの取決め

オ その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

- ⑨ ①に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の条件をその他利用権の設定等に係る法律関係に関する事項

- ⑩ ①に規定する者の農業経営の状況

（8）同意

南砺市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（7）の②に規定する土地ごとに（7）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転する場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

南砺市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑨までに掲げる事項を南砺市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

南砺市が、(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

南砺市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消等

① 南砺市は、法第19条の公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者に対し、以下のいずれかに該当するときは、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告できるものとする。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の教務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜に常時従事していないと認めるとき

② 南砺市は、以下のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当事項に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする

ア 法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者がその農用地を

適正に利用してないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借権又は使用貸借の解除をしないとき

イ ①の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき

③ 南砺市は、②の取消をしたときは、農用地利用集積計画のうち法第18条第2項第6号に規定する賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消に係る部分を市町村の公報に掲載することその他所定の手段により、その旨を公告するものとする。

④ ③の公告があったときは、②の取消に係る賃借権又は使用貸借は解除されたものとみなす。

また、農業委員会はその農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての権利の設定のあっせん等農地中間管理事業、農地利用集積円滑化事業の実施等)の働きかけ等を行う。

2 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事項

南砺市は、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地利用円滑化事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地利用集積円滑化事業を進める合意形成が行われるよう、農地利用集積円滑化事業に関する普及啓発活動等を行う。

また、南砺市、南砺市農業委員会及び農業協同組合等は、農地利用集積円滑化団体が行う農地所有者から委任を受けて農地の貸付け等を行う農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報提供や事業の協力等を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

南砺市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる地縁的なまとまりのある地域（1～数集落）とするものとする。

なお、土地の自然的条件、農用地の保全及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合に

あつては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がない限り、集落の一部を除外できることができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他、農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標、その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に関する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を南砺市に提出して、農用地利用規程について南砺市の認定を受けることができる。

② 南砺市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込が確実であること。

③ 南砺市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を公

告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用集積目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 南砺市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申し出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規定」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行

う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 南砺市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 南砺市は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農林振興センター、農業委員会、農業協同組合、公益社団法人富山県農林水産公社、農地利用集積円滑化府団体等の指導、助言を求めてきたときは、南砺市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

４ 委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（１）農作業の受委託の促進

南砺市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんや農地利用集積円滑化団体との調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 認定農業者等の経営体の育成に関する事項

南砺市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

青年農業者等育成センターや農林振興センター、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会等を開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報の提供を行う。また、農業法人や先進農家等と連携して、高校等からの研修の受け入れや意見交換など行う。

イ 中長期的な取組

児童・生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢となるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には小中学校農業教育ふれあい事業、元気とふれあいの学校給食づくり事業等による生産者との交流の場を設けたり、農業協同組合やボランティア等による農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

南砺市が主体となつてとやま農業未来カレッジや農林振興センター、農業協同組合等と連携して当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しのお話合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのため南砺市内青年農業士や中核農業士連絡協議会との交流の機会を設ける。

ウ 経営力の向上に向けた支援

農林振興センター、南砺市担い手育成総合支援協議会等が開催する研修会等の機会を提供し、技術及び経営技術面での支援を行う。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画策定への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合について留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談、農業技術や経営ノウハウまたは就農後のフォローアップ等について、富山県青年農業者等育成センター、富山県農業教育振興会、とやま農業未来カレッジ、農林振興センター、農業協同組合、農業再生協議会など各組織が役割分担しながら各種取組を進める。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

南砺市は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 南砺市の圃場整備はほぼ完了しているが、農業機械の大型化による農業経営合理化を推進するため、大区画圃場整備を進める。また用排水路の老朽化が目立ち、転作等に対応することが困難であることから、土地改良総合整備事業を導入し、用排水路の改良、農道整備、暗渠排水、客土等を実施し、農村環境の整備を図るとともに、農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 南砺市は、地域水田フル活用ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによる、水稻作、転作を含めた望ましい経営体の育成を図り、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 南砺市は、集落排水事業等の事業実施を促進し、農村定住条件の整備を通じ、農村の活性化を図り、農業の担い手確保に努める。

エ 南砺市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

南砺市は、農業委員会、農林振興センター、農業協同組合、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、南砺市担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、南砺市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

南砺市において農地利用集積円滑化事業を行う者は、地域における認定農業者等担い手

の現状、農地事情に精通した要員を有しており、農地利用集積円滑化事業を適確かつ迅速に実施できる者とする。

なお、南砺市は農地利用集積円滑化事業の実施状況把握するため、農地利用集積円滑化事業を行う者に対し、毎年度、前年度の事業実績及び当該年度の事業実施計画について報告を求めるものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を実施する区域は、南砺市全域又は旧市町村、大字等の単位で区分した区域とする。

なお、市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が整ったもの（当該地区以外の区域に存する区域を除く。））及び農業上の利用が見込めない森林地域等は除く。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

（1）農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業を行おうとする者は、農地利用集積円滑化事業規定において以下の事項のうち事業実施に必要な事項を定めなければならない。

① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の所有者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項

イ 農用地等の所有者の委任に係る農用地等の保全のための管理を行う事業に関する事項

ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項

イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項

ウ 農用地等の管理に関する事項

エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項

③ 研修等事業の内容及び該当事業の実施に関する事項

④ 事業実施地域に関する事項

⑤ 事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体、公益社団法人富山県農林水産公社、富山県農業会議、農業委員会等との連携に関する事項

⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

(2) 農地利用集積円滑化事業による農地等の集積の相手方

農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業において農用地等の貸付け等を行う相手方については、認定農業者等に優先して行うものとする。

(3) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

農地利用集積円滑化団体が(1)の①により農用地等の所有者から委任を受けその者を代理して行うことができる事務については、次に掲げるものとする。

- ① 農用地等の貸付け等の相手方の選定
- ② 農用地等の貸付け等の相手方との貸付け等に関する条件の協議及び調整
- ③ 農用地等の貸付け等の相手方との貸付け等の契約の締結、変更、更新及び解除、農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の許可の申請並びに法第18条第1項に規定する農用地利用集積計画の同意
- ④ その他農地所有者代理事業の円滑な実施のために必要な事項

なお、農地所有者代理事業の円滑な実施にあたっては、農用地の効果その他農地所有者代理事業の円滑な実施のために必要な事項的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、当該委任契約に係る土地についての貸付け等の相手方を指定しないこと。

また、委任事務の範囲は上記事項を基本とするが、詳細については農地所有者と農地利用集積円滑化団体との間で締結する利用権設定等委任契約にて取り決めること。

(4) 農地売買等事業における農用地等の買入及び売渡しの価格設定の基準

農地利用集積円滑化団体が(1)の②により農用地等の買入れ及び売渡しを行う場合の買入価格及び売渡価格については、次に掲げる方法により定めるものとする。

- ① 農用地等の買入価格は、土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（転用するために農用地を売却した者が、その農用地に代わるべき農用地の所有権を取得するため高額対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基礎とし、その土地の生産力等を勘案した上で定める。
- ② 農用地等の売買価格は、原則としてその取得価格に当該農用地等に係る本事業の経費を加えた額（当該農用地等につき土地改良事業が行われた場合には、当該事業に要した経費のうち農地利用集積円滑化団体が負担した額を加えた額）を基準とし、当該農用地等につき①により算定された額を勘案して定める。
- ③ 農用地等の借賃については、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の規定により農業委員会が提供している借賃等の情報を十分考慮して定める。

(5) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

- ① 農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行うに当たっては、富山県、

南砺市、南砺市農業委員会、他の農地利用集積円滑化団体、公益社団法人富山県農林水産公社、富山県農業会議、富山県農業協同組合中央会、農業協同組合、土地改良区、農林振興センター、株式会社日本政策金融公庫及び地域担い手育成総合支援協議会等の関係機関等と十分に連絡及び調整を図るものとする。

- ② 農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行うに当たっては、公益社団法人富山県農林水産公社が行う農地中間管理事業、南砺市が行う農業経営基盤強化促進事業（法第4条第4項に規定する事業をいう。）その他農地流動化等のための施策と連携して行うものとする。

（6）農地利用集積円滑化事業規程の承認

南砺市は、農地利用集積円滑化事業規程を承認するに当たっては、農地利用集積円滑化事業を行おうとする者の人的構成、財政基盤等の状況を踏まえ、法令の基準に照らして判断する。

なお、複数の者から承認の申請があった場合には、書面による審査のほかに申請者から農地利用集積円滑化事業の実施方針等を聴き取って判断する。

- ① 南砺市に農地利用集積円滑化事業規程の承認を申請する際には、次に掲げる書面を提出しなければならない
 - ア 農地利用集積円滑化事業規程
 - イ 法第4条第3項第1号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人にあつては、定款
 - ウ 法第4条第3項第2号に掲げる者にあつては、定款又は規約
- ② 南砺市は次に掲げる基準をすべて満たす場合に農地利用集積円滑化事業の規程を承認する。
 - ア 農用地利用集積円滑化団体規程の内容が、基本構想に適合するものであること。
 - イ 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。
 - ウ 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、法第12条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。
 - エ 農用地の利用関係の調整を的確に行うための要員を有していること。
 - オ 農地所有者代表事業を行う場合には、その事業実施地域に在する農用地等の所有者からその有する農用地等について農地所有者代表事業に係る委任契約の申し込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されているものであること。
 - カ 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を的確に図るための基準を有していること。

キ エからカに掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を的確かつ確実に実施すると認められていること。

ク 農地利用集積円滑化事業を行おうとする者が、農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、都道府県農業会議、農業委員会等との適切な連携が図られていると認められるものであること。

ケ 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地利用者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設が次に掲げるものと定められていること。

(ア) 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設

(イ) 畜舎、蚕室、温室、農産物集出荷施設、農産物調整施設、農産物貯蔵施設、その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、調整、貯蔵又は出荷の用に供する施設

(ウ) たい肥舎、種苗貯蔵施設、農器具収納施設、その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管（農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く）の用に供する施設

(エ) 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設

コ 農地利用集積円滑化事業規程の内容がケの（ア）から（エ）に掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものと定められていること。

③ 南砺市が農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について承認をしようとする場合には、あらかじめ、農業委員会の決定を経る。

④ 南砺市は、農地利用集積円滑化事業規程の承認を行った場合は、停滞なくその旨並びに当該承認に係る事業の種類及び事業実施地域を南砺市の掲示板への指示により公告する。

ア 農地利用集積円滑化事業を行う者の名称及び住所

イ 農地利用集積円滑化事業の実施地域

ウ 農地利用集積円滑化事業の種類

エ その他必要な事項

⑤ 農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認については②から④までを準用し、廃止の承認については③及び④を準用する。

(7) 農地利用集積円滑化団体からの広告徴収等

① 南砺市は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するために必要があると認

めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関して必要な報告を求める。

- ② 農地利用集積円滑化団体から報告徴収した内容が次に掲げる事項に該当するなど、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認められる場合は、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命じる。

ア 農地利用集積円滑化団体としての事業活動が停滞している場合

イ 事業年度を通じて事業の実績が極めて少ない場合

ウ 正当な理由なく農用地等の所有者からの委任の申し込みに応じない場合、農用地の買入価格又は売渡価格が不当に高い場合、効果的かつ安定的な農業経営を営む者が希望するにもかかわらず貸付け等に応じない場合等、農地利用集積円滑化事業規程に即して事業を実施していないと認められる場合

エ その他農地利用集積円滑化事業の実施を通じて農業経営基盤の強化を図っていくことができないと認められる場合

(8) 農地利用集積円滑化事業規程の承認の取消し

南砺市は、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合には農地利用集積円滑化事業規程の承認を取り消す。

- ① 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合、一般社団法人又は一般財団法人等でなくなったとき。
- ② (7)の①による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- ③ (7)の②による命令に違反したとき。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成18年 5月 1日から施行する。

この基本構想は、平成18年10月23日から施行する。

この基本構想は、平成19年 5月31日から施行する。

この基本構想は、平成20年 3月19日から施行する。

この基本構想は、平成22年 5月28日から施行する。

この基本構想は、平成26年 9月30日から施行する。

別紙1（第5の1（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第1号規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

（2）農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合・・・その土地を効率的に利用することが出来ると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙2（第5の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は3年、6年又は10年（農地中間管理機構を活用する場合は5年以上（機構集積協力金による支援を受ける場合は、その要件を満たす期間とする。）、農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年、6年又は10年とすることが相当でないと認められる場合には、3年、6年又は10年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地 用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力。固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づきA町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃借人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。</p>